

国立大学協会

會 報

昭和37年6月
第22号

-
- 一、事業報告
第二十三回総会、役員会、委員会……等
 - 二、調査
 - 三、會計報告
昭和三十六年度決算
昭和三十七年度予算案
 - 四、彙報
会則、各役員、各委員等一覽表、要望書……等

会報

(第二十二号)

国立大学協会

目次

一、事業報告

- 1、一般教育特別委員会……………一
- 2、第一常置委員会小委員会……………一
- 3、第三、第四常置委員会合同委員会(昭和三六・一〇・一〇)……………一
- 4、第三、第四常置委員会専門委員会(昭和三六・一一・一〇)……………二
- 5、第二十三回総会開催前日開かれた委員会(昭和三六・一一・一六)……………三
- 6、第二十三回総会(昭和三六・一一・一七、一八兩日)……………四
- 7、第四常置委員会専門委員会(昭和三七・一・二五)……………九
- 8、役員会(昭和三七・四・二一)……………一〇

二、調査

- 昭和三十七年度国立学校予算小観
(第四〇回国会成立 池田 内閣)
(主として国立大学、同付属病院、付置研究所の歳出予算について)
東京工業大学事務局長 佐藤憲三……………一三

三、会計報告

- 昭和三十六年度(自昭和三十六年四月一日至昭和三十七年三月三十一日)決算……………二五
附財産目録
昭和三十七年度(自昭和三十七年四月一日至昭和三十八年三月三十一日)予算案……………二六

四、彙報

- 1、国立大学協会会則……………二七
- 2、国立大学協会役員一覧表……………二八
- 3、各常置委員会委員一覧表……………二八
- 4、第一常置委員会小委員会委員一覧表……………二九
- 5、各専門委員一覧表……………二九
- 6、要望書の提出(第二十三回総会)……………三〇
- 7、国立文教施設整備費増額に関する懇談会……………三二
- 8、昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合わせについて……………三二
- 9、前会長矢内原忠雄先生告別追悼式……………三三
- 10、前理事戸田正三先生御逝去……………三三
- 11、千葉大学長荒木直躬先生御逝去……………三三

一、事業報告

1 一般教育特別委員会

森戸委員長から、第二十三回総会（昭和三十六年十一月十七日・十八日の両日開催）において報告の通り、昭和三十四年十二月十六日から、昭和三十六年十一月六日に行たる前後十八回の委員会議を開催し、熱心に調査研究を重ねられた。そして、この特別委員会を打ち切るよう第二十三回総会に報告され、その承認を得た。

国立大協会は「大学における一般教育について」と題するパンフレットを作成発行することとなり、各大学より予約申込を受け、六千部を印刷し、昭和三十七年三月に各大学長宛にそれぞれ小包郵便をもつて送付した。

なお、この「大学における一般教育について」の巻頭に、森戸先生の「まえがき」に詳細にわたり発行に関することが述べられているので、ここにはその重複を避ける。追て左記宛にも参考のためそれぞれ送付した。文部省大学学術局大学課、大学基準協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、公立大学協会、私立大学懇話会、日本学術会議、民主教育協会、等。

2 第一常置委員会小委員会

第二十三回総会（昭和三十六年十一月十七・十八両日開催）以降におけるこの委員会の開催年月日は次の通りである。

昭和三七・一・二四（水）第12回
〃 二・二一（水）第13回
〃 三・七（水）第14回
〃 四・二〇（金）第15回

四月二十日（金）（第十五回）小委員会開催の際は新たに東京大学法学部教授久保正幡氏を専門委員に委嘱して、同氏もこの会議から参加された。

「大学の管理運営に関する国立大学協会第一常置委員会中間報告案」は一応第二十三回総会に案のまま報告されたのであるが、審議未了の点については、なお引続き調査研究中であり、平沢委員長から第二十四回総会に報告されることになっている。

3 第三、第四常置委員会、同専門委員会、合同委員会議事要録

日時 昭和三六・一〇・一〇（火）午前一〇時より

場所 東京大学講堂南側会議室

出席者 各委員長、各委員、各専門委員

文部省 西田学生課長

欠席者 委員、大分、和歌山、鳥取、東京教育、金沢、東京水産、京都学芸大学長、専門委員、一橋、名古屋、山梨

大学学生部長

都崎委員長主宰の下に開会、代員出席者の紹介があつて、東北大学長より、七大学よりの要望事項(一)有能な学生部職員を採用確保に対する措置(枠外任用)について、(二)学生部次長に教育職俸給表(一)を適用することについて、(三)学生の健康管理強化(専門保健医の確保、課の新設等)について、その要望理由の説明があり、次いで西田学生課長より、配布資料(一)学徒厚生審議会の答申(1)大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について、(2)大学における学生の健康管理の改善について(略)、(三)昭和三四、九、一五、附文大生第三六七号、局長通知、厚生補導専門職員研修センターについて、(四)昭和三六、一〇、六附文大生第五六〇号、局長通知、集団力学研究員制度について、(五)中資料(二)中の改善試案および資料(三)の集団力学研究員制度の実施について説明があり、なお九州大学より資料(三)の集団力学講座は、九州大学教育学部

が学門の体系として自主的に行うものであることについて補足説明があつた。

(昼食の後午後の審議に入る)

北村第四常置委員会委員長より、学生の健康管理の途を開きたい。北海道大学では、事務局に保健課を置き専門の医師が担当されている。

京都大学は事務局に保健診療所を、東京大学でも学生部に学生保健診療所があり、医学部の助教授が所長としてこれに当たり、実績を挙げておられる。これを全国の大学にも置いて、職員の健康管理も含めた大学全体の健康管理を行うことにしたいと考える。これを具体化するにはどうすればよいか、北海道大学、東京大学、京都大学の診療所の方を専門委員にお願ひして検討の上、具体案を樹てることとした旨提案がありこれに対し、その診療所の職能の範囲(診断、治療、健康相談)と厚生省との関係、医学部を置かない大学の専門医の置き方とその待遇、診療施設等の点について質疑応答があり、医学部を置かない大学からも委員をお願ひすることとし、東京水産大学、東京教育大学体育学部の教官、鳥取大学およびお茶の水女子大学の学生部長を煩わす予定である。

次に、学生の厚生補導に関する組織および職制の改善方法について、改善試案を中心にして、厚生補導の業務内容の明確化、厚生補導専門職員の定数、身分職名、資格基準、処遇、研修等について種々意見の開陳があり、組織および職制の問題については、専門委員会において検討して取纏めた上、これを各大学に送り意見を聞くこと、なお来年度概算要求を目的として推進することとした。

4 第三、第四常置委員会専門委員会

日時 昭和三六・一一・一〇(金) 午前十時—午後三時二十分

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 都崎委員長、各専門委員

(欠席者) 北村委員長

文部省 西田学生課長、根本事務官
都崎委員長主宰の下に開会。

開会に当り、委員長から、専門委員の交替について、次のとおり紹介があつた。

(新)

(旧)

金沢大学学生部長 天羽良司 鬼頭英一

名古屋大学学生部長 柏木千秋 重松鷹泰

一、集団力学研究員制度実施状況について

西田学生課長から、右については、申込み締め切り期日まで日は短かつたが、十五名(うち四名は私立大学)の申込みがあつた、今回は教育委員会の社会教育担当職員は、一名もなかつたとの報告があつた。

また原専門委員から、この制度は十五名の研究員で十一月一日から発足した。この制度につき新聞社や学生代表から、この内容につきただされ一部には印刷物を示したところ納得し、正式には抗議の対象にはならなかつた。聞くところによれば、東北大学教育学部附属小学校教諭は別として各大学学生の学生補導厚生関係職員で、大体若い人々で、いずれも大学卒業生の立派な人々で、楽しく受講しているとのことで、あまり心配することはないようである。学生部は、宿泊所等単なる事務的世話のみで、制度そのものには何等タッチしていないとの報告があつた。

二、学生の厚生補導の組織について

前回に引き続き話し合いがあつた。その大要は次のとおりである。

1 委員長から、関東甲信越地区における学生部の組織について報告があつた。それによると大体は学生課、厚生課に分れているが、ほかに教務課のあるところもある。なかには学生部が独立しないもの学生課のないものがある。課の職務内容や用語等は全く区々で一定していない。事務局は大体、庶務会計施設の各課が明記されているが、学生部については、何等規定がない。行政体形を整えないと定員がもたえないことになることである。また、西田学生課長から、文部省では、課の組織、名称は認可を得ることとし、行政指導

として、係までは示さなかつたが課名の標準分類を示した。学生課は学生の指導、助言、厚生課は学生の厚生福祉についての施設、経済的相談、保健教務課は修学上の指導、及び事業計画、カリキュラム実施等それぞれの課名とその所掌事務を示したから、これによればいいわけである。総合大学は学生課、厚生課とし、単科大学は教務課厚生課にするとの説明があつた。

2 ついで、これについて各地区、大学等の実状の報告があり、これに対して、西田学生課長から、以上の報告は、各プロツクの状況の紹介だが、第三常置委員会としては、各地区、各大学を離れ、厚生補導につき如何にあるべきか、また、その運営組織についての根本的の考え方、批判を承りたい。文部省としては職制改善の責任者として、ただ実情が困るということではなく、社会的にも注目されている問題でもあり、根本的な考え方についてどう取り上げるか、各大学だけの立場からでなく、意見を伺いたいとの要望があつた。
(午後十二時二十分休憩、昼食、午後一時再開)

3 西田学生課長から、当面の問題としては、(1)人を揃えること(2)良人を採れる職制上の途を開くことである。今のように事務官だけではなく、助手を入れることは、前から言われているが、これも一時的の腰掛けにならないようにしなければならぬ。また、予算上、絶体数を増加することは困難であるが、定数を基準的にすることは最も大事で、その機構も、第三者に説得力のあるものでなければならぬ。学生数によつて事務官等の数を定めるとよい。量的、値的に考えると実行上不可能ではないと思う。本委員会で長期的の基準を決めれば、案外早く決まるのではないかと思うと述べた。

4 事務官の身分では、本當の厚生補導の仕事はできないが、第三の職種例えば補導職のようなものを設けてはどうか。ある大学では、厚生補導専門の教授(籍は学部)をおいているところがある。実情は教官を必要し、制度上はないが、大学で決めているところもある。これについては文部省は指図はできないとのことである。

5 西田学生課長から、学生部の職務の内容と質について、教務の主

任官、学生主任(奨学生、アルバイト、学生生活、環境)、課外教育担当主事(集団活動の指導)、学生の個人指導の主事、(学生サービスの施設)、保健室長(医師専任)、学生会館の長、寮務の主事、相談室長等を示された最初の二つは行政官、他は学問的、医学的の専門職であるとの説明があつた。
(委員長午後三時所用あり退席、斯波専門委員代つて議事を進めた。)

6 職制については、学部には属しない教官をおくか、そのポストを教官にするか否か、新たに職を設けるべきか、これらの具体的方向について、西田学生課長の提要もあり、第三常置委員会で検討の必要はないか。これを専門委員に委嘱されれば検討していいではないか。との意見があり、西田学生課長からもこれに関する答申があれば文部省も処置できる。必要あれば資料を提供すると述べた。
検討のプロセスについては、種々の意見があつたが、第三常置委員会で決めることで、専門委員としては意見を提出するのみでいいのではないかということになり、答申案提出の如何にかかわらず、新課題として原案を作ることとした。その作成には、関東甲信越部会で当ることし、資料は文部省から提供していただくこととした。

5 第二十三回総会開催前日開かれた委員会

年月日 昭和三六・一一・一六(木)

場所 東京大学講堂内別室

第一常置委員会

第二〃〃〃

第三〃〃〃

第五〃〃〃

第六〃〃〃 // 同専門委員会

右の通りそれぞれの委員会が開催され、それぞれの委員長より明後兩日開催される第二十三回総会に報告することになった。

6 役員会（第二十三回総会第一日）

日時 昭和三六・一一・一七（金）午前九時三十分—十時
場所 日本学術会議控室
議題 総会の運営について
出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長
長

茅会長主宰の下に開会、

一、議事日程について

会長から、第二十三回総会の議事日程について別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、第七常置委員会委員長の後任選出について

会長から、委員長の村上東京学芸大学長が退任されたので、その後任を選出されたいと述べ協議の結果北川大阪学芸大学長が委員長に選ばれた。

三、文部省関係の新聞記者の傍聴の可否について

会長から、本協会のPRのため傍聴を許してはどうかと諮り、種々討議の結果、公開ということも適当ではなく、また新聞記者以外の関係もあるのでは、いづれ原案を作成の上再検討することとし、今回は傍聴したい者があれば、心配ない限り許可するという暫定的措置を採ることとした。

四、議会関係者との懇談について

会長から、昨日朝、杉野目第六常置委員会委員長外三名の方々、国会議員坂田自民党文教調査会長外三氏と懇談し、文教施設整備に関する資料を持参詳細に亘り説明した。それぞれ県出身の議員と懇談することは必要であると述べた。

五、大学院学生の奨学金について

朝永東京教育大学長から、右については、理工系と人文社会系との奨学金に格差があるとのことであるが、本協会として考える必要はな

いか、また学内における割振りの問題もあるとの提案があり、このことについては、その検討を第六常置委員会に付託することとした。

六、その他

本日、NHKから、会議開催に当り、その邪魔にならない範囲において、テレビ撮影を許されたいとの申出があり、これを許容することとした。以上

6 第二十三回総会議事要録（第一日）

日時 昭和三六・一一・一七（金）十時
場所 日本学術会議講堂
出席者 各国立大学長

学長代理出席（東北大学、岩手大学）

欠席者 東京学芸大学長

文部省 小林大学々術局長、村山大学課長、蒲生庶務課長、西田学生課長、安養寺教職員養成課長、宮地人事課長、安嶋会計課長、田中教育施設部長

茅会長議長席につき開会を宣す、

一、議事日程について

会長から、本総会の議事日程について、別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、会員及び委員長の交替について

会長から、前総会以後における会員及び委員長の交替について、次のとおり紹介された。

(一) 会員の交替

大 学 名	新 学 長	旧 学 長
群馬大学長	長谷川 秀 治	相 葉 伸 伸 (学長事務取扱)
東京医科歯科大学長	岡 田 正 弘	長 尾 優
金沢大学長	石 橋 雅 義	戸 田 正 三

九州工業大学長 妻 木 徳 一 嘉 村 平 八
東京学芸大学長 高 坂 正 顕 村 上 俊 亮
(二) 委員長の交替

委員会名 新 委員長 旧 委員長

第三常置委員会委員長 都崎茨城大学長 児玉徳島大学長
第四常置委員会委員長 北村長崎大学長 戸田金沢大学長
第七常置委員会委員長 北川大阪学芸大学長 村上東京学芸大学長
三、会務について

会長から、前総会以後における本会の活動状況について、次のとおり報告された。

(一) 七月十三日、第二十二回総会の決議に基づき、要望書に関係各方面に提出した。(会報第二十一号第二十三―二十六頁所載)

(二) 第一常置委員会は一回、小委員会は三回開催

(三) 第三、第四常置委員会と同専門委員会との合同委員会を十月十日に、第三、第四常置委員会の専門委員会を十一月十日に開催

(四) 一般教育特別委員会は三回開催、その中間報告は次のとおり、
(イ) 「教養課程における外国語教育について」(会報第二十一号二
十七―二十八頁)

(ロ) 「教養課程における保健体育について」(会報第二十一号二
八―二十九頁)

(三) 十一月十六日、第一、第二、第三、第五、第六各常置委員会開催
(四) 九月十三日、役員会開催(会報第二十一号十六―十八頁)

(五) 大学設置審議会委員後候補者の推薦について
文部省より、大学設置審議会委員村上東京学芸大学長と渡辺静岡
大学長の任期満了に伴い、その後任候補者の推薦方について依頼が
あり、左記四名を推薦した。(会報第二十一号二十七頁)

村上東京学芸大学長
渡辺静岡大学長

黒沢横浜国立大学長
高橋一橋大学長

(六) 琉球大学長をオブザーヴァーとして招待したところ、今回は都合
で出席できない旨返事があつた。
四、昭和三十七年度概算要求について

小林大学々術局長より、昭和三十七年度文教予算の概算要求につ
ては、前回にも申し上げたとおり、科学技術者の養成確保、教官の待
遇改善、教職員の充実、研究費の増額確保、国立大学施設整備充実等

文部省の最も大きい予算を占める教育研究の充実を重点において
こと及び育英奨学制度の拡充、学生の生活環境の整備、厚生補導の充
実等についても強く要求することにして、旨を述べ、別添重点事項

別表について詳細な説明があり、これに対し、人文・社会科学系の振
興についても、理工系とのバランスを考へて特に配慮してほしいこと

大学院学生に対する奨学金、寄附による学生会館などの維持運営費、
学生会館を置く基準等について質疑応答があり、以上文教予算の確保
については、この上とも一層の強力且つ抜本的な推進方を要望した。

五、改正給与法の要旨について
宮地人事課長より、別紙改正給与法の要旨について説明があつた。

六、国立文教施設整備について
田中教育施設部長より、国立文教施設整備の現状と整備五ヶ年計画

第二年度の対策等について説明があり、今後とも一層国会等に対し、
文教施設の緊急整備の必要を要請すること、各大学においてもその県
選出議員に働きかける等その実現に協力することとした。

七、各常置委員会所管事項報告
○第一常置委員会 平沢委員長

前総会以後、小委員会を開いて大学の管理運営に関する問題を討議
したが、まだ内容的に検討不十分な点が多にあり、各位の意見を聞く
のに便宜だと考へて、別紙のとおり一応「中間報告」案を作成した、

この問題は各方面との関係もあり、重要な問題を多々含んでいるので
充分に御意見を伺いたい、そして建設的な意見を出してほしい、なお
学部長の権限、教授会の権限等の内容などについてもまだ検討してい
ないので引続いて検討したいと考へている、積極的な御意見を承わり

たい。

○第二常置委員会 久保委員(委員長代理として)

全国高等学校長協会会長から文部大臣へ、大学入試制度改善について具申があり、その内容等について話し合った。ここに取上げている問題は(一)いずれの大学も原則として現役が合格者の多数を占めるべきで、それには高校の正常な授業を受けた者であれば解き得る程度の問題であること、このためには国立大学の出題は国として統一すべきである、(二)高校教育課程の改訂により、類型の別が一段と明確になるとともに必修科目数が多くなるが、受験者の負担が過重にならぬよう試験科目等につき配慮されたい、(三)適性に関する合理的な方法を考究しこれを併用することを考えてほしい、(四)職業課程履修者に対しては別枠を設ける等特別な配慮がなされるべきである、(五)大学の学年開始期を九月とし入試期を七月に繰り下げられたい、などであるが、(四)の問題は昨年の総会で大体結論を出している(五)の進捗については弊害もありこれを取りあげることにについては疑義がある、(四)の問題などは困難である。入試制度の問題については、文部省の事情や関係者の意見も聞いて、ゆつくり検討したい。

○第三常置委員会 都崎委員長

専門委員会を開いて、本年度の学生運動等について検討したが、これについては明日まとめて報告したい。今年、九州大学で実施した学生補導担当者に対するセミナーは成功である、文部省でも来年度も支障ない限り予算化して実施したいとのことであるが、実現するよう配慮願いたい、学生部の要員はなかなか得られない実情にあるので、公務員試験の枠からはずして特別職とするなど、これらの点については、後日検討したい。

○第四常置委員会 北村委員長

前総会以後二回委員会を開いて、学生会館、寄宿舎等の問題について検討した、学生会館の増置については文部省としても強く取上げている、学生健康診療所の問題は東大など特に成績を挙げているが、医学部のない大学の健康管理は現実の問題として何等かの対策を講ずる

必要にせまられている、文部省としても、実績のある大学から資料を得て、予算化に努めたいとのこと、少くとも各大学に助教授級の専任の担当者を確保したいものである。

茅会長から最近急増したノイローゼ患者についても併せて検討されるようとの要望があつた。

○第五常置委員会 梅原委員長

前回の総会に報告した諸点について再検討した。(一)各大学の研究の共同利用の拡大、(東北大金属材料研、岡山大温泉研など特に要望) (二)教官、研究員の宿舍不足の解消(学問、人事交流上の支障となつている)、(三)海外からの研究員の宿舍も整備し交流に便宜を与えるよう考慮すること、などこれが推進方について討議した、なお会長より、共同利用研究所の管理、運営の問題も審議に加えられるたい旨の要望があつた。

○第六常置委員会 杉野目委員長

前回の決議により提出することになつた(一)大学教官の待遇改善(二)教官研究費の増額(三)国立大学施設整備五ヶ年計画の完全実施(四)人文、社会科学の振興についての要望書は、会報第二十一号二十三頁—二十六頁に掲載されているとおり、それぞれ関係当局に対し要望したが、更に昨日坂田自民党文教調査会長外中村、原田、八木の国会議員諸氏と懇談し要望した。前総会決定の要望の趣旨を更に徹底させる必要があるが、これをいかように取扱うか、現段階では文教施設整備を重点的に取上げる必要があるかと考える、各位の隔意のない意見を承つて午後更に検討したい。

○第七常置委員会 (北川委員長)

特に報告すべき事項なし

○一般教育特別委員会 森戸委員長

本委員会は、一昨年十二月発足以来前後十八回の会議を開催し、重要な問題点を取上げて検討審議を重ね、その結果はその都度報告して来たが、これを一応まとめて最後のしめくりとして別紙のとおり「一般教育に関する報告の帰結と要望」を作成したことについて報告があ

6 第二十三回総会議事要録 (第二日)

り併せてその要点について具体的に説明され、まだ縦割り横割りの問題なども残されて充分意を尽さないが、これで本委員会の任務は一応終了したものと御了承を得たい、なお許されるならば、これまでの報告をとりまとめ別冊にして、一般教育担当の教官にも差し上げるよう準備したいと附言された。

会長より、一般教育担当教官にも配布することについて諮られ、了承された。

午后は各常置委員会毎に夫々審議した。

日時 昭和三六・一一・一八(土)午前九時三〇分

場所 日本学術会議講堂

出席者 第一日に同じ

茅会長議長席につき、開会を宣す
一、各常置委員会所管事項の報告

第一常置委員会 平沢委員長

昨日の御発言の内容なども参酌して話し合ったが、まとめて申し上げる段階に至っていない、今後十分に検討したい、また大学内の管理運営の問題、国・文部省との関係などの問題も残っているが、熊本大学長にも小委員に加わって頂いて検討を続けたい、今後の審議の方針としては、過去の歴史的事実と同時に、日本の現実の上に立つて、大学のあるべき姿を考え、大きな線を出したい、実際の運営は何といつても良識ある自主的運営にあると思うので、正しい姿を考えながら余裕のあるものを考えたい。なお、評議会・教授会の権限についても、まだ結論が出ないが、主要な問題であるから慎重に検討したいと考えている。

朝永東京教育大学長、今中佐賀大学長その他から、大学の自治の本質、教授会と評議会、評議会と学長、教授会と学部長の関係などについて意見並びに質疑応答があり、また大学によつては成長の途上にあ

るものもあり、あまりに細部に亘つてはつきりさせることはどうか、そのために良識を持ち込む余裕がなくなるおそれはないか、現に折角良識をもつて運営しているものをそのために動きのとれないものに改悪するようなことにならないよう充分に検討してほしいなどの意見があつた。

なお、第一常置委員会の所管事項に属すると思われる要望が左記二件あり、これについても検討した。

(一) 全国々立大学図書館長会議から、会長に対し、附属図書館長を大学評議員の一員に加えること及び館長の任期を三年とすることにつき、その実現方を要望して来たが、第一常置委員会として検討の結果は、各大学で自主的に適宜に処置することよろしいかと考えた。

(二) 文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議連絡委員会委員長から、会長に対し、「研究所における大学院問題について」の要望の実現方について願ひ出があり、第一常置委員会としては研究所が大学の教育に従事することについては、研究者養成の上から見て、人的の面から見ても異論はないが、本質的には今少し検討する必要があるのでないか、研究所を歴史的に見るとその内容等色々ある現に大学院の教育に参与してはならないというのではなく、適宜参与されているのであつて、学部と対等という立場からではなく、趣旨をよく理解した上で無理のないようにゆきたい。又共同利用研究所の問題もあり、この問題は文部省の研究所協議会での研究を待つて研究したい、第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。

第二常置委員会 久保委員(委員長代理)

全国高等学校長協会会長から文部大臣に具申した、大学入試制度改善に関する意見について再検討した結果、一応次のような結論を得た。(一)入試問題出題の全国的統一は現段階では困難である。(二)問題が難解である点については批判もあり、出題範囲については検討の必要がある。文部省でも検討中とのことである。(三)進適問題は、全然否定はしないが、合理的な方法があればともかく、一たん廃止

の制度を再び取上げることが賛成でない。(四)職業課程からの入試に特別措置を講ずる点は、各大学でしかるべく考慮することはよいとしても、特別扱に規制することは、制度上の重要問題であるだけに軽々しく結論を出すことは差し控えたい。

第三常置委員会 都崎委員長

学生部の職制の問題について検討した、国立学校設置法施行規則には、「学生の厚生補導に関する事務を処理させるため厚生補導に関する部を置く」とあるが、昭和二十四年事務局から独立して以来、課の名称もまちまちであり、文部省では学生課、厚生課の二課を考えているが、教務課を置く大学もある、掛の名称、数及びその所掌事項も大学によつて非常に違うようである。この際在るべき幾つかの型に分けて、学生部は如何にあるべきかを今後の課題として、その仕事の内容なども調査し検討したい。また事務的な面の職制や人的構成は一般的な事務組織でよいが、学生の補導面については専門職を必要とする、その職名は「教官」であることが望ましい、学生は学部にも所属し、その補導は当然教官が当たるべきもので、ただ講義を持たない教官を学生部に置く点に問題が残るが、制度上学部にも属しない専任の補導教官を置くことが出来るようにすべきであるとの意見がある。また当面の問題としては、学生部に優秀な人材が得難い問題がある、この点については、人事院規則の枠外におくなど特別な扱いが出来るよう考慮されたいこと、今後は学生の健康保健管理についても力を入れたいので、専門家に委嘱して、専門委員会に充分に検討することとした。

次に大学院学生の奨学金の問題について文部省西田課長より事情を聞いた、現在の八、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一二、〇〇〇円の三種を修士は一〇、〇〇〇円博士は一五、〇〇〇円に、更に理工はこれに五、〇〇〇円を加えたものを要求しているとのことである。なお育英から後継者の養成に移行して来た現状からして、少くとも博士課程の学生に対しては給費に切り替える必要がある。従つて今までは育英会が大学毎に枠を決めているようだが、計画的人材養成の観点から文部省が目標を定めて計画を樹て、審議会を通じて決める

必要がある。かかる点についても検討したらとの意見も出た。この人材養成計画は協会自身では出来ないので文部省で十分考えられるよう、ここで特にお願いし要望したい。

以上の諸点に対し、大学院学生と助手とのバランス、自然科学系学生と人文社会系学生との奨学金額のバランスの問題等について質疑応答があり、この問題は橋頭堡を築く意味において、一応一五、〇〇〇円―二〇、〇〇〇円とし、今後計画養成等ともならみ合わせ、妥当性、特殊事情も考えた上、バランスをくずさないよう推進してゆくこととしたいなどの意見があった。

第四常置委員会 北村委員長

学生の厚生特に健康管理を強力に推進したい、そのために文部省にお願いして純増で各大学に助教授又は教授一名を増置し、学生の診療と同時に健康管理を専ら担当してもらうこととしたことの要望が出た。医学部を置く大学は容易だが、医学部を置いてない大学は医学部のある近くの大学から面倒を見てもらうことにすればよいではないか、文部省としては講義を持たないで、学生の健康管理専門の教官を置くことには問題があるので教官ではどうかとのことだが、教官でない人と人を得るのに困難である、が要は学生の診療、健康管理に専ら従事する者一名を増配することにあるので特にこの点を要望したい。その他学生健康保険組合の設置、学校安全災害補償を大学にも適用することなどについて検討した。

以上に対し、学生の健康管理のため医師一人が増配されることは大いに経構だが、ただ一人置かれたのみでは、健康管理はおぼつかない。それに応じて必要な補助者を置くことも是非考えてほしい、近來は肉体的精動的の二方についての管理が必要で、ノイローゼ患者に対する管理が必要となつて来たことについても考慮してほしいこと、教官の増配については、その所属がはつきり解決した上でないと問題を残すおそれがあるので慎重に願いたいなどの意見もあつた。

第五常置委員会 梅原委員長

大学、研究所の協力問題について、特に教官の交流、研究所の共

同利用などについて検討したが、結論を得るまでには至っていない。一つ問題として要請したいことは、人材確保のために、大学院学生が同時に助手の身分が有るように措置されたいということである。最近待遇上や将来性の問題等から優秀な講師や助手が実業界に出てゆき、又大学院に残る者がなくて、学生定員ががらあきといった状態が現出していることは実に寒心に堪えない一大事であり、現行の人事院規制では困難なことと思うが、この際大局から見て何とか踏み切つて貰いたいということである。

第五常置委員会から、かかる希望が出たことを協会として特に取り上げ記録しておくことを了承した。

第六常置委員会 杉野目委員長

昨日小林大学々術局長の説明によると、われわれの要望は、おおむね取り上げられたようであるが、これが実現化については今後一段の御努力をお願いしたい。特に文教施設整備五ヶ年計画は、必ず達成されるよう関係方面に重ねて要望することとしたい、大学教官の待遇改善については、当局の御尽力で幾分考慮されているが、給与改善の根本的なものが見られなかつたのは残念で、民間との給与の格差があまりにも大きく、人材確保が困難であることを考え合せると将来が心配である。大学教官の特殊性に鑑み根本的な対策を講ぜられるよう特に要望したい。次に教官の宿舍の増設整備について考慮されたいこと、折角適任者を得ても、宿舍が得られないため確保出来なかつたり、確保しても落付いて教育研究に専念出来ないようなあわれな実情である。又四国地区大学から、例年受ける風水害の対策として、木造建築でなく本建築にされたいとの要望があるがこれは施設整備五ヶ年計画の中で考えてほしい。招聘外国人の宿舍の整備については、次の総会において考えたい。なお国会の方々の人名簿を御配りしたので、今、大切な段階にあるから各個に働きかけるなど格段の御協力をお願いしたい。

以上報告に対し、文教施設整備と併行して、不完全講座特に人文社会方面の充実、一般外国語学教官の充足等についても考慮されたいとの要望があつた。

会長より、以上第六常置委員会の提案による要望については、早速関係方面に陳情することとしたい、その方法、時期等については四囲の状況をにらみ合わせ、東京在任者において臨機の措置を執ることについて了承を求められ、要望書案の作成についても併せて会長に一任することとした。

第七常置委員会 北川委員長

教員養成に関する問題について、特に来年度の概算要求に関連して話合つたが、第一は科学技術教育の振興に重点をおいての予算の要求は結構であるが、教員養成側から見ると淋しい感じがする、教員養成計画充実の予算十一億中の十億は国立工業専門学校関係であり、国民の基礎教育たる小、中学校の教員養成その他は僅かに一億に過ぎない、国民教育の重要性からその将来を考えると甚だ遺憾である。第二は、特殊教育教員の養成については、各大学にもゆきわたるよう願いたい。第三は教員養成制度確立整備費の計上と制度改善等の場合には現場の意見を参考にされてほしいこと。第四は研究室が貧弱である、これが整備充実のための予算を是非考えてほしい、ことなどについて意見が出た、十分当局の御考慮を煩わしい。

以上をもつて、各常置委員会の報告を了承、前後に、茅会長より大学がただ卒業生を多く出すのみでよいか、産業界の要請にも勿論応じなければならぬが、如何なる面でいかなる人材をいかに必要とするのか、根本的な需給対策を講ずることが必要である、ブームに乗ることも大切だが、文部省はその先のことを考慮に入れ、大学教育について百年の施策を講じてほしい。殊に教育研究方面の人材の不足が将来甚だ憂慮せられるのでその養成計画について速に国としての全体計画を樹立せられたい旨の要望があつた。

7 第四常置委員会専門委員会

日時 昭和三七・一・二五(木)午前十一時午後二時

場所 東京大学大講堂便殿

出席者 北村委員長、京都大学保健診療所長宮田尚之、東京大

学学生保健診療所長村尾誠、北海道大学事務局保健課
長佐々木志郎、東京大学学生部長斯波義慧
北村委員長主宰の下に開会。

学生健康管理について種々話し合いがあつた。その大要は次のとおりである。

1 宮田氏から、大学関係の法規を調べたところ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十七条第一項第三号に「図書館、医務室、学生自習室、学生控室」の施設を備えた校舎を有するものとすると、また、保健法（昭和三十三年法律第五十一号）第十九条にも、学校には、健康診断、健康相談、救急措置等を行うため「保健室」を設けるものと規定されてゐる。しかるにこれらの規定は国立学校設置法には規定されてゐないが速かにこれが規定を要する。この改正にはどうすればよいか。大学学術局の大学課では医者のことは分らないといひ、体育局の学校保健課では大学のこゝとや予算関係のことは分らないといふので、どうにもならない現状である。大学課に保健体育関係の掛を置くべきか、国立七十二大学の現状を調べると、保健診療所、診療室、医務室、健康相談所または相談室、ヘルスセンター、その他種々あり、分らないものが九校ある。これを類別すると診療を主体としたものが二十五校、健康相談十九校、保健室十五校となる。

京都大学における保健診療関係定員三十四人うち医者十人（午後は教室で研究、一ツの内職借り出しの形式）薬剤師三人、レントゲン技術者二人、その他看護婦事務員がいる等、京都大学における二十二年間にわたる経過につき詳細な報告があつた。

2 医師は臨床家でなければ直ぐ信用を失なうおそれがある。多岐にわたる健康管理のためには常置の医師を要するが、この職は義務が多く、喜ばれることが少ないので、相当の地位を与えなければ長く続かない。

3 重点的に保健所の機構を作ることが最も重要である。機構さえできれば自ら連絡が取れる。ここには生理衛生の人でなく、臨床の人を配置するを要する。寮の問題や学生の入学から卒業まで継続して

健康管理することが必要である。保健的、予防的診療を要する。大病院は病人を取扱つてゐるが、診療所はこれとは異なり、また、公衆衛生、学校衛生とも異なるものである。文部省では学徒厚生審議会の答申を重視してゐるので、それを撤回させる要がある。健康管理の問題については、それに関する原案を作つて提出する要がある。これを健康管理協議会において協議し、その結果を再検討する。

4 昭和三十六年度関東甲信越大学学生部長協議会から「学校医X線技術専任化を目標にする大学健康管理費の増額について（要望）」の実現について格段の御厚配を願わしむとの要望があつた。以上の話し合いにより、宮田、村尾、佐々木三氏において原案を作り、来る四月九日午後四時京都大学保健診療所において委員長と打ち合わせることにした。

8 役員会（議事要旨）

日時 昭和三十七年四月二十一日（土）午前十時—午後一時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 会長、両副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

文部省 大学学術局 西田庶務課長
欠席者 帯広畜産、新潟、鹿児島大学長

一、第二十四回総会開催日時決定について

茅会長から、右についてはかり、総会は、六月二十二日（金）として同日午前九時半から役員会、同十時から総会を開催することに決定した。なお、翌二十三日（土）は、文部省の主催で、全国国立大学長会議が開催される旨の報告があつた。

二、昭和三十六年度決算報告について

鶴田事務局長から、右について報告があり、異議なく承認された。

三、昭和三十七年度予算案について

右につき、鶴田事務局長から説明があり、原案どおり承認された。

なお、本件に関連して、本田熊本大学長から、中教審、中央の諸情勢を、地方へ流してもらえようそのための予算も見て貰つたらと希望があつたが、協会として実施するには困難な事情もあり且つその内容など慎重を要する問題なので、今後検討することとした。

四、各役員の満期改選と各委員会の構成について

茅会長から、各役員の改選については会則ならびに慣習により、理事は総会の折各地区別に互選、監事は、推せん、会長ならびに副会長は、理事決定後に理事の互選により選出することになつてゐる旨の説明があり、本年度もこの方法で改選することを了承した。

又、各常置委員会は当初十名づつの委員で構成されていたが、だんだん構成がかたより現在の状態になつた。これを検討し直す必要はないかとはかり、種々の発言があつたが、この際あらためて各会員から所属委員会の希望を聞き、その時に第一志望、第二志望を記入してもらうことにし、もしあまりかたよるようであれば調整することがあることを了承してもらうこととした。

さらに各常置委員会の所管事項について検討する必要があると思われ、新委員が決まつてから研究して貰うことにした。なお、現在第三、第四の両常置委員会の合同による専門委員会は、構成人数も多過ぎる関係もあり、今後別個に専門委員会を設けることとした。

五、各委員会の状況報告及び協議

イ、第一常置委員会 平沢委員長

前回の総会に中間報告(案)を提出した。これはその際説明したように案というようなもので多くの建設的な意見を出してもらつたもののであつた。その後いろいろ問題があるので大体一ヶ月に一度集り検討しているが、現在小委員会で作るその案をもう一度小委員会で検討した上で第一常置委員会にはかり、それから総会に出したいと考えている。なお、この件については新聞等に、文部省のサゼツションでやつているかのように誤報されているが全く誤りであつて既述のようにまだ最終案はできていない。なお、専門委員として相良委員のほか、東大の久保教授にもお願いすることとした旨の報告があつた。

ここで、教育大学文学部教授会の名前で各大学の各教授会、大学職員組合、学生自治会宛出された文書について質問があり、朝永教育大学長から大要次とおりの説明があつた。

前回の総会で、中間報告案が披露され、各大学でもよく検討せよとのことで持ち帰つた上教授会に披露し、又勉強するために学内にこの問題を検討するための委員会を作つた。最も関心を示したのは文学部の教授会でいろいろと意見があつたが、他の大学でどのように考えているかを知りたいということと大切な問題なのでそれぞれの大学でも充分検討してほしいという意図である。

つづいて中教審の審議状況について質問があり、森戸副会長から目下大学の管理運営の問題を扱っており、とりまとめの段階であるが内容は本協会で検討しているものと大体同じで特に自治と責任、責任と権限の結びつき、総合的で合理的で能率的な管理運営方式を社会の形に合わせて行く等の観点から進めている旨の回答があつた。

なお、森戸副会長から総会での討議を意義あらしめるため、第一常置委員会の問題を取り上げてこんどの総会で半日位の時間をかけて検討する。各大学は充分に爾前に内容を検討し意見を出す、かかる法式で進めてはどうかとの提案があり、これに対し種々意見の交換があつたが結局この法式を取上げることとし、討議は総会の日午後半日をこれに当てること、この討議の正常な運営を図るため特に非公開とすることを併せて了承された。

そのため、第一常置委員会としては出来るだけ案をまとめるよう努力し、六月二十二日の総会の午後には討議することを了承した。

ロ、第四常置委員会 北村委員長

大学の保健管理について実態を調査したところ、東大、京大、北大がよかつた。又担当の医者は殆んど非常勤で、事務系の職員に対する管理が悪い等の共通点があつた。よつて別紙のような要望書を作成したがこれはまだ案の程度のものである。なお、従来専門委員は第三常置委員会とかけもちになつていたが委員会の活動を強力にするため分離して独自の専門委員会を設けたい。現在の構想は、医

学部のある大学とない大学から選んだものであるが、これ等の人達に五月二十日過ぎに集つていただき保健管理強化についてその障壁となつているものを突破する方策を考え最終的には国立学校設置法の改正にまでもつて行きたいと報告があつた。

六、その他

イ、茅会長から

「大学卒業予定者のための推薦選考開始時期について」本協会会長として昨年度おりの申合せに参加したことについて了承を得たい旨述べ、了承された。

ロ、各委員会の開催について次のとおり連絡があつた

第三常置委員会	専門委員会	五月	十四日午前十時	東大
第一常置委員会	小委員会	〃	〃	〃
第一常置委員会		〃	〃	〃
第六常置委員会		〃	〃	〃
第四常置委員会		〃	〃	〃

二、調 査

昭和三十七年度国立学校予算小観

(第四〇回国会成立池田内閣)

(主として国立大学、同付属病院、付置研究所の歳出予算に
ついて)

東京工業大学事務局長 佐藤 憲 三

昭和三十二年年度以来国立学校に係する予算について、本会報に調査の結果を掲載した——三十二年度分は本会報十二号、三十三年度分は本会報十四号、三十四年度分は本会報十六号、三十五年度分は本会報十八号、三十六年度分は二十号——とあるが、資料の一端ともなるので昭和三十七年度予算についても同様の形態によって調査し本稿を作成した。本稿中の数額などについては、既記の分と同じく総予算書、同参照書、各目明細書、文部省会計課予算班の編集した予算参照書、予算参考書などの資料を基としたが、直接に予算の編成に携つておるものではないから、内容などについても理解の点に欠けるところもあるので多少の誤謬があることは止むないことを付記する。

本稿で述べる国立学校の予算は、国立学校設置法(昭和二四、法律第一五〇号)によつて設置された国立大学七二(法第三条)国立短期大学五(法第三条の三二項)、(学部付属の教育施設、研究施設(法第五条)——付属の幼稚園三五、小学校七五、中学校七九、高等学校一六、盲学校一、聾学校一、養護学校三、「付属学校の計二一〇校」併設短期大学部二三、(法第三条の三二項)国立高等学校八(法第八条)、大学院研究科八八(法第三条二項)、昭和三十七年度より新に設置された国立高等専門学校一二(法第七条の二)、大学付属病院二三、大学付置研究所六一(法第四条)および各種学校五(大部分大学病院に付属するもの)ならびに国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三六、法律第八十七号)によつて設置された国立工業教員養成所九の運営に必要な歳出予算に関するものである。しかしながら付属学校、国立高等

学校、国立高等専門学校、各種学校、国立工業教員養成所に関する予算は、国立学校全体の予算額七百七十六億六千六百八十九万余円から見れば少額であるのもつぱら国立大学学部、病院、研究所について述べることにする。

大学、付属病院および付置研究所の運営に要する経費としては教育、研究、管理上における固有のいわゆる経常的経費である標準予算に加うるに、昭和三十七年度に新規事業として計上されたものを合わせた予算である。このほか文部省各局課が所掌する経費のうち国立大学に回されるもの、すなわち文教政策として文部本省予算に盛り込まれている事項の若干の予算は大学運営上、相当重要な経費であり大学本来の仕事を通じての協力面の表れでもあるので次表の国立学校関係予算総表中に掲記し、国立学校の運営に関しての全体経費の姿を示したものである。

◎国立学校関係予算総表(単位千円)

区 分	37年度予算	36年度予算	増加額(△は減)
(A) 国立学校運営費	七、七六六、八五五	六、五八五、三九〇	一一、八八一、四六五
大学および学校	五、五〇八、八〇〇	四、九七〇、六七四	五三八、一二六
大学付属病院	一、五二九、六五五	一、三二七、〇一四	二〇二、六四一
大学付置研究所	六、五六六、一六六	五、五二九、八三三	一、〇三六、三三三
国立工業教員養成所	三、〇二四、四四四	一、五三六、八六九	一、四八七、五七五
国立高等専門学校	四、六八、三〇〇	〇	四、六八、三〇〇
国立文教施設費	一、三二四、一三九	〇	一、三二四、一三九
国立文教災害復旧費	三、七二六	〇	三、七二六
小計(1)(直接的のもの)	九、〇九〇、三〇九	七、九一三、一六三	一、一七七、一四六
科 学 研 究 費	三、〇四七、〇〇〇	二、一七四、〇〇〇	八七三、〇〇〇
在 外 研 究 員 旅 費	一、五二、〇〇〇	一、五二、〇〇〇	〇
内地研究員など旅費	一、八二六	一、八二六	〇
外国人留学生給与	六、二〇〇	六、二〇〇	〇
外国人留学生招致旅費	一、三〇〇	六、一〇〇	四、八〇〇
留学生研究旅費	一、九〇六	六、一〇〇	四、二〇〇
沖繩留學生給与	七、三二六	三、三五六	三、九九一
沖繩教員内地派遣研究旅費	二、八五五	七、七七七	四、九二二
小計(2)	二、八五五、〇〇〇	二、二二五、二二六	六二九、七七四

育英奨学および学徒援護関係費	国立学校職員共済組合負担金	小計 (3)	国立学校関係予算の計 (小計(1)(2)(3)の計)	文部省所管総予算 (5)	一般会計総予算 (6)	文部省所管総予算に對し国立学校運営費の比 (Aの(5)に對する比)	文部省所管總預算に對し国立学校直接的経費の比 (1)の(5)に對する比)	文部省所管總預算に對し国立学校關係予算の比 (4)の(5)に對する比)	一般会計總預算に對し文部省所管總預算の比 (5)の(6)に對する比)	一般会計總預算に對し国立学校運営費の比 (Aの(6)に對する比)
六、四三三、九三三	二、四七二、三三七	八、九〇六、九六六	一〇一、七三三、〇六六	二六、五九九、三〇〇	二、四七二、三三七	二・六〇%	三・三六%	三・五五%	二・一九%	三・一〇%
五、四六六、六五七	二、一七六、八〇〇	七、六四三、四五六	八、一五〇、〇七六	二、〇九一、九四〇	二、一七六、八〇〇	二六・〇一%	二九・〇六%	三三・四四%	二・一三%	三・二二%
九五三、三三五	二、九四七、三九七	一、二四七、七二二	一九、四七七、八三三	三六、六五九、五五三	三、三〇一、九一〇	三三・三三%	三九・〇六%	四三・四四%	三・二二%	三・二二%

前表中国立学校運営費の用途は前述のとおりであるが、なお大学に直接する経費としては国立文教施設費がある。この経費は大学、学校、病院、研究所に関する建物の新営、腐朽建物の改築、工作物の新設に使用される。やや間接的な関連経費としては科学振興に関する文部本省予算中に組まれている科学研究費交付金、科学試験研究費補助金、研究成果刊行費補助金、在外研究員派遣に必要な旅費、内地研究員に関する旅費、外国人留学生の招致のための旅費、給興、国内研究旅行費、沖繩における教育に対する協力のための沖繩留学生の給与、沖繩教員内地派遣研究旅費がある。また学生、生徒に対する育英奨学に関する経費、学徒援護に関する経費がある。以上関連的経費はいづれも国立学校固有の予算中には組まれていないことは前述のとおりであるが、大学、学校における教育研究に関連して使用されるものである。さらに国立学校設置法によりおかれた職員全体を対象として組織されている文部省共済組合に對する

る政付負担金も組合員の九〇%を占めている国立学校職員の福祉上の極めて重要な経費である。もつとも前述の間接的経費のうち科学研究費、在外研究員旅費、内地研究員旅費、海外よりの留學生経費、育英奨学、学徒援護に関する経費は国立大学においてのみ使用されるものでなく、公立、私立の大学、学校その他の機関においても使用されるのであるけれどもおよそ八〇%に相当する大部分の経費が国立学校機関において使用されるものである。

国立大学において直接的に使用される予算は前表(1)に示す九百八億七千六百三十余万円であるが、これは文部省所管総予算額二千八百九十五億九千九百六十余万円(5)の三一・三八%に当り、一般会計総予算二兆四千二百六十八億百九十九万四千四百九十九円(6)の三・七四%に相当する。国立学校関係予算総額一千二百六十八億四千四百九十九万四千四百九十九円(5)の三五・四四%に当り、一般会計総予算(6)の四・二三%に相当する。三十七年度予算は三十六年度予算に比し全体的に増加上昇したことは前表に示すように、国立学校運営費において千八百八十八億四千五百五十余万円、国立文教施設費において六十億五百三十四万九千九百九十九円、国立文部省所管總預算に對し国立学校關係予算の増加は前年度に引続いての増加であつて新規事項的に基因するものもあるけれども積年に亘つての各大学の要望はもろろんのこと当協会が毎年繰返し決議要望した結果関係当局の理解ある措置であるとするとは異論のないところである。今後といえども戦前の水準に達するまでの予算とするためにはさらに繰返し要望し、世論の喚起に努力すべきことはきわめて必要なことと思料する。三十七年度予算においても前年度と同様に従来より格段の増加予算を組まれるに至つたことは、国家予算全体の膨張に伴う必然的の現はれによるものとはいへども文部、大藏両省当局の深い同情と認識とによるものとして、大学における事務を扱うものとして深甚の敬意と感謝を払ふことに吝かでない。教育、研究、管理に要する経費は逐年増加を必要とするいわゆる大学固有の經常的経費であつて、大学における日々の経済生活の基幹をなしておるため、これらが拡大強化されるか否かにより學術の消長をも左右するものである。無限的な學術の進展に伴つて年々増大の傾向をたどることはけだし当然のことながら有限的な経費のことではあるがさらに一段と急激に拡充を図ることはきわめて

緊要なことに痛感するものである。

近時研究費の増加を必要とする声は大学はもちろんのこと学界、教育界、その他あらゆる學術研究機関から激しくきかされてきたところである。研究費といつてもその内容はきわめて複雑なもので簡単に言い尽せるものではないが学問のためのあらゆる経費のことであるといえよう。これらの研究費も二、三年前から増加の軌道に乗ることになつて大学における必要な研究室、実験室、講義室、学生ホールなど教育、研究の場に充てるべき施設費にもようやく手がのびることになり逐年多少の増加を来すことになつた結果、三十六年度においては相当の予算が組まれたのではあつたが、未だ十分とはいひ得ないことであつたから昭和三十七年度予算においてもさらに拡大増強の要望を展開した。その結果は前表に示すように国立文部施設費は百三十一億七千二百十万余円と待望の百億台が実現した。前年度予算七十一億六千六百七十万余円に比し実に六十億五百万余円を増加するに至つた。これは当協会が多主張して来たところの最重要事項の一つがようやく実現したことであつて関係者はひとしく晴々としてゐるところであろう。このようになつたことはようやくその重要性和焦眉の問題点として文部当局、大蔵当局、その他の関係筋が深く認識した結果にはかならないと思料する。しかしながら施設費の中緊急を要するものはなお千億に達するのでありかつ科学技術者の急速養成に基いて、学科の新設、整備拡充研究施設の増加などのための施設費はいよいよ多きに至る傾向であるから、毎年度計上額は二百億円を目途として短日月に解決を図るべきであろう。いふならば最優先の事業費として措置すべきではなからうか。協会としても手を緩めずに再々繰返し実現方を要望することはきわめて重要なことであると想料するものである。

おもに昭和三十七年度の国家予算は前表に掲記したように二兆四千二百六十八億二百余万の巨額に達したため、文部省所管予算も前年度予算に比して三百八十六億五千九百余万円の増加となつて格段の膨張をきたした。このことはわが国経済が三十四年以降目覚ましい成長発展をつづけた結果の影響によるものと考えられるが、三十六年に入つては成長速度が予想外に勢をし全く異常であり、ために国際収支の悪化を招く

に至つたと見られてゐる。従つて三十七年度予算は圧縮されるものと判断されておつたが、長期にわたる安定成長の基礎を充実する方針をもつて事態の改善を図る予算を編成したのであると、政府はその経済政策を高揚している。その故にでもあろうか三十七年度四大政策の一つである文教における重要施策を重点的に推進することをもつて基本とした結果文教予算の大幅な増加となつたのであるか。そのお蔭を蒙つて高等専門学校を創設するなど或る種の新規事項については夫々予算されたが、大学における基準的教育研究に要する内容充實的経費などについては、十分であるとはいえず未だしの感がないでもない。既に合言葉として世上に流布されている国民所得倍増というも、これを培う基本的措置として、その基盤である教育の振興が必要であることを一段と認識されて、これに対して巨額の投資をすべきことではなからうか。関係要路の深甚なる配慮を願うものである。

前表に記載した国立学校運営費予算について予算科目を基として大別すれば次表のごとき結果を見ることが出来る。

◎国立学校運営費科目別内訳(単位千円)

区 分	比率	総 額	組		織 区 分		
			国立学校	比率	大学付属 病院	比率	付置研究 所
昭和37年度予算額	100%	七七、六六六、八五五	五五、八六六、〇七六	100%	一五、八六六、五三三	100%	六、五八六、二六六
内 訳		四四、七九六、二六六	三三、七五五、八八〇		六、〇〇〇、五三三		二、七六〇、三三三
人 件 的 経 費	57.68	四四、七九六、二六六	三三、七五五、八八〇	39.91	六、〇〇〇、五三三	41.9	二、七六〇、三三三
俸 給 手 当 等	56.54	四三、九六六、七〇七	三三、三三六、四六五	39.63	六、〇〇〇、五三三	40.36	二、六七五、九六六
旅 費	1.14	八八一、五五九	七三、七三九	0.28	四、九六九	1.55	一〇一、一七五
物 件 的 経 費	32.13	二四、九五六、九〇〇	一九、三三七、二四五	16.59	二、五八五、〇五六	47.10	三、一〇〇、一〇〇
校 費	28.43	二二、〇二二、三三〇	一六、七五七、〇三三	14.95	二、一〇七、四四五	46.61	三、〇六六、七五七
土地建物維持修繕 および新営費	3.70	一、八六四、三五〇	一、五八五、一八三	1.64	一、八六四、三五〇	0.49	三、〇六六、七五七
そ の 他	0.84	六五五、八八三	五七七、九五二	0	〇	1.70	七、六三三
実習船関係費		〇	五五五、三三〇	0	〇	〇	〇

齒科実習	二〇〇	二〇〇
診療X線技師学校	三、七〇〇	三、七〇〇
看護学校	四、五七〇	五、七七〇
助産婦学校	三、三〇〇	三、三〇〇

昭和三十七年度予算において増加したところのおもなものは各組織を通じ人件的経費については、三十六年十月俸給表の改正に伴う増加の積算増、新規事項による教官その他職員の増員による増加、諸手当支給率の増加、賃金支弁業務員の定員化による増加、教育研究旅費標準予算に対する五%増などによるものを合せ、国立学校において三十八億六千八百余万円、大学病院において六億九百余万円、研究所において三億四千五百七十余万円、即人件的経費合計四十八億二千二百九十余万円の増加である。物件的経費については研究費関係において標準額の一五%増、新規事項による学科の新設、講座の増設、大学院における専攻課程の増設、学部における専攻科の増置、過年度より設置された学科の学年進行教育用設備の改善充実、これらに付随する土地建物維持修繕、各所小新営費などを合せ国立学校において四十七億三百十余万円、大学病院において六億九千八百九十余万円、研究所において四億三千八百五十余万円、即ち物件的経費合計五十八億四千五十余万円、大学病院医療関係費において七億千六十万余円その他を合せ総計百十八億四千百余万円に達している。この増加額の概要は次の通である。

一、国立学校の分（△印は減）

区分	増加額	増加内容	37年度予算	36年度予算
国立学校	千円 八、七六、五三三	工業教員養成所、国立高等専門学校を含む。	千円 五、八二、〇七四	千円 五、五四三
一、人件的経費	千円 三、八六、二四四	管理職手当支給率の引上げと新規支給、諸手当、特殊勤奨手当、初任給調整手当、賃金支弁職員の定員化による増、退官退職手当、特	千円 三、五、九五、八〇三	千円 三、〇七、七三六
1俸給手当など	千円 三、七六、二四九		千円 三、三六、四八三	千円 三、四一〇、三三六

別手当の増、新規事項にともなう職員の増員による増

学科の新設（原子力関係二学科、学生増募に関連する学科二四Ⅱ工学一六、理工学一、理学一、農学二、薬学二、織一、教養一）
 学科の改組拡充（工学一〇、理工学二、理学一、農学一）
 短期大学の学科新設三学科
 高等専門学校の創設十二校（旭川、函館平、群馬、長岡、沼津、鈴鹿、明石、宇部、高松、新居浜、佐世保）
 講座の新設（原子力関係の九、一般一五Ⅱ文経七、医五、工学一、理工学一、理学一）
 大学院を置く工学部に八つの共通講座（二年目）
 その他法、文、教関係三講座十四科目新設、六十五学科の整備、
 九研究施設の新設
 八研究施設の整備

2 旅 費	九六、九五五	七二、九五五	六三、七、〇〇〇
二、物件的経費	四、七〇、一四六	一九、三三、二四五	一四、三、四、〇七
3 校 費	三、九四、七二三	一、六、二、〇〇〇	一、六、二、〇〇〇
付属学校の整備、学級増、一般教育担当教官増員			
大学施設関係において施設部長制増加（五大学）			
既設学科の学年遅行			
工業教員養成所整備			
教育研究旅費標準予算に対する5%引上げによる増			
新規事項にともなう職員の増員による増			
研究関係標準予算に対し一五%増			
普通庁費の単価増			
学生経費の増			
新規事項の増			
原子力関係			
大学院の強化			
高等専門学校創設			
学科の新設拡充整備			
講座の増設			
学科目の新設および整備			
研究施設の新設および整備			
付属学校の整備、学級の増加			
臨時事業関係費			

区 分	増加額	増加内容	37年度予算	36年度予算
大学附属病院	千円 二、一〇、一八、六三九		千円 二、一五、一六、三三三	千円 二、一七、一三、一一〇
一、人件的経費	千円 六、〇〇、〇〇〇	管理職手当新規支給による増、諸手当、技術系職員初任給調整手当賃金支弁職員定員化に	千円 六、〇〇、〇〇〇	千円 五、八七、七一一
1 俸給、手当など	千円 六、〇〇、〇〇〇		千円 六、〇〇、〇〇〇	千円 五、八七、七一一
4 光熱水料	五〇、〇二二	設備改善充実等	一三〇、四四三	八〇、二二二
5 土地建物維持修繕及新営費	六七、二四四	学生補導関係	二、五八、一八三	一、九六、九三九
		特殊施設関係		
		本年度より本目設置		
		各所修繕総坪当単価の引上げによる増加、建物増加による必然増加		
		各所小新営費の増加		
		不動産購入		
		防火施設整備、運動場施設等		
三、その他	一、九五、二四二		五七、七五一	三六、七〇〇
6 実習船関係費	一、九〇、七六九		五四、三九〇	三五、一、〇〇一
7 受託研究費	三、六三五		二、〇、〇九四	一、六、四六六
8 受託研究員費	二、四〇九		九、四〇九	九、四〇九
9 私立学校教職員研修費	二、五八四		一、九六八	四、五五五
10 奨学交付金	△ 五、八二〇		△ 五、八二〇	△ 五、八二〇

二、大学付属病院の分（△印は減）

三、付置研究所の分（△印は減）

2 旅費	五、六〇〇	教育研究旅費標準予算に対し五%引上による増	四一、九六九	三六、三六九
3 物件的経費	五五八、六二二	研究関係標準予算に対し一五%増 一八七、三〇〇 研究生経費二〇%の増 二、五五三 特殊装置維持費の増 二、二二六 患者診療管理的経費の増 二、六二六 新規事項にともなう経費の増 二二〇、三〇〇 本年度より本目を設置各所修繕費、各所新営の増	一八七、三〇〇 二、五五三 二、二二六 二、六二六 二二〇、三〇〇 二四八、二八四	一、八二〇、一四〇 一、三三三、五五五
4 光熱水料	六、九二六		三〇、七六六	三〇、七六六
5 土地建物維持修繕新営費	六、九二六		一、四一〇、一一一	一、四一〇、一一一
三、医療関係費	一〇、七〇七		五、八七、七四五	五、八七、七四五
6 医療用品費	一〇、七〇七		四、一七、七七一	四、一七、七七一
7 患者用費	二、〇〇九		二、〇〇九	二、〇〇九
8 医療機器整備費	八、六九八		四、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇
9 学用患者費	二、〇〇九		二、〇〇九	二、〇〇九
10 患者食糧費	一、〇五〇		一、〇五〇	一、〇五〇
11 生徒教材費	一、〇五〇		一、〇五〇	一、〇五〇
12 生徒食糧費	一、〇五〇		一、〇五〇	一、〇五〇

区分	増加額	増加内容	37年度予算	36年度予算
付属研究所 一、人件的経費 1 俸給手当など	一、〇六、三三三 三、四七、七六六 三、七、九〇〇	賃金支弁職員の定員化による増、初任給調整手当 新規事項に伴う職員増 原子炉実験所の新設 研究所創設（経済研究所、海洋研究所） 宇宙科学研究の部門 新設、研究部門の新設整備、特殊装置運転要員の増員など	六、五六一、二六三 二、七〇、一三三 二、五七、七六六	五、五三九、八三三 二、四四、三三三 二、三〇、〇〇〇
2 旅費	一七、六二六	研究用旅費標準予算に対し五%増 一、七七、二四五 新規増員等に伴う五%増 一、八〇、四四四	一〇三、一四五	八四、三三三
三、物件的経費 3 校費	四、六、五五 四、七、〇二六	研究関係標準予算に対し一五%増 一、八七、七七一 特殊装置運転経費増 二、二二六 大学院強化による専攻学生経費 一、三三七 研究用機器整備費 四、一三三 新規事項に伴う経費の増 三、三六七 本年度より本目設置 前年度限りの終了のものによる	二、〇〇、四〇一 二、六二、〇二六 二、〇〇、〇〇〇 二、六二、〇二六 二、六二、〇二六	二、六二、〇二六 二、六二、〇二六 二、六二、〇二六 二、六二、〇二六 二、六二、〇二六
4 光熱水料	三、二二六		一、一、三三七	一、一、三三七
5 各所新営費	二、二七七		二、〇六、二七七	二、〇六、二七七
その他	三三、五六〇		七、六、三三三	七、六、三三三

6 受託研究費	三、三四四
7 受託研究員費	一、二二六
四、特殊設備費	二四六、五〇〇
物性研究所設備	五、〇〇〇
プラズマ研究所設備	一〇〇、〇〇〇
研究用原子炉購入及付属設備	一三六、〇〇〇

研究船建造	六三、五〇〇
前年度限り終了減	一〇〇、〇〇〇

次に最近七ヶ年度における国立学校関係歳出予算を展望すると次の表に示す結果になつてゐる。この七ヶ年度にわたる数額によると逐年増加しこの投資額が運営上に与えた影響の大きいこと教育研究の発展の著しい姿を数額を通して見る事ができる。

◎国立学校関係予算七ヶ年度表(単位千円)

区 分	37 年度	36 年度	35 年度	34 年度	33 年度	32 年度	31 年度
国立大学および学校	五五、〇八三、四〇〇	四六、〇五九、六三九	三七、九七三、七二七	三三、三〇〇、七六三	二六、〇五九、二七六	二六、二三四、七六二	二四、四七三、七三三
同 附 属 病 院	一五、一八九、六五三	一三、九一〇、九四六	一〇、二九二、〇一〇	八、五七〇、〇七三	七、七五七、五七三	七、一六六、二四四	六、三〇〇、〇一〇
同 附 置 研 究 所	六、五八六、一六六	五、五〇八、〇八四	四、四三三、八七三	三、八三三、八七三	三、一七一、八七三	二、七六六、六六六	二、五五七、一〇七
国立工業教員養成所	三、四〇〇、四〇〇	一、五八六、六六六	〇	〇	〇	〇	〇
国立高等専門学校	四八八、二〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
小 計	七七、六六六、八九五	六六、六四四、五〇〇	五二、六六三、三三三	四八、六七四、七六八	四〇、〇七〇、六七三	三九、〇〇〇、〇〇〇	三三、三三三、三三三
国立文教施設費	一三、一七三、一三六	七、一六六、七九三	四、三三三、七九三	三、五九七、四八一	三、一〇〇、〇〇〇	二、六六六、二二二	二、三三三、三三三
国立文教災害復旧費	三、七二七、二七二	〇	七、七六六、六六六	一、八三三、三三三	三、三三三、三三三	一、一三三、一三三	二、二二二、二二二
小 計	一六、九〇〇、四〇八	七、一六六、七九三	一二、一〇〇、一三〇	五、四三〇、八〇四	六、四三三、六六六	三、八〇〇、〇〇〇	四、五五五、五五五
在外研究員旅費	一三、一〇九、四四四	二、一四三、〇〇〇	一、八二六、七九三	一、五五七、八七三	一、三三三、三三三	一、一三三、一三三	一、〇〇〇、〇〇〇
内地研究員旅費	一、二一〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇
在外研究員旅費	一、八一九、六六六	一、八一九、六六六	一、八一九、六六六	一、八一九、六六六	一、八一九、六六六	一、八一九、六六六	一、八一九、六六六
沖繩留學生費	一〇、三〇七、〇七〇	七、七六六、六六六	七、七六六、六六六	七、七六六、六六六	七、七六六、六六六	七、七六六、六六六	七、七六六、六六六
小 計	二六、八四三、四四四	二〇、九四三、〇三三	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
育英および学徒援護関係	六、四三三、三三三	五、四三三、三三三	四、四三三、三三三	三、四三三、三三三	二、四三三、三三三	一、四三三、三三三	〇、四三三、三三三
国立学校職員共済組合負担金	二、四三三、三三三	二、四三三、三三三	二、四三三、三三三	二、四三三、三三三	二、四三三、三三三	二、四三三、三三三	二、四三三、三三三
合 計	一〇、二二二、二二二	八、二二二、二二二	六、二二二、二二二	五、二二二、二二二	四、二二二、二二二	三、二二二、二二二	二、二二二、二二二
文部省所管全予算	二、九九九、九九九	二、九九九、九九九	二、九九九、九九九	二、九九九、九九九	二、九九九、九九九	二、九九九、九九九	二、九九九、九九九
一般会計総予算	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二	二、二二二、二二二

(本会報十二号以降に掲記した予算小観中の予算額と本表金額において相異なる点は掲記した後において補正予算が成立したものである)は合算し掲記したことによるものである)

◎国立学校運営費六ヶ年度百分比(総表)

区分	年度					
	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度
人件的経費	60.6%	61.0%	61.4%	61.8%	62.2%	62.6%
俸給手当など	55.5	55.0	54.3	53.7	53.1	52.5
旅費	1.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
物件的経費	3.3	2.4	2.0	2.6	2.7	2.9
校土地建物維持修繕費	26.4	26.1	24.9	23.1	22.3	21.0
医療関係費	8.2	9.1	8.8	8.9	8.6	8.7
その他	0.8	0.7	1.0	0.6	0.6	0.6
特殊設備費	0.8	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8

◎各組織別運営費六ヶ年度百分比

区分	年度					
	37	36	35	34	33	32
人件的経費	64.4%	67.7%	66.9%	67.7%	67.9%	68.0%
俸給手当など	59.0	62.6	61.8	62.7	62.9	63.0
旅費	1.3	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
物件的経費	3.0	2.2	2.2	2.7	2.8	3.0
校土地建物維持修繕費	29.7	27.4	26.5	24.7	23.3	21.0
医療関係費	4.6	4.1	3.7	3.4	3.3	3.3
その他	1.0	0.8	1.1	0.7	0.9	0.8
特殊設備費	0.8	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8

次に国立学校運営費における六ヶ年度百分比を三十二年度より組織別と総額を示すと次表を得ることができる。

前表によつて最近六ヶ年度間における国立学校運営費の推移を見ると

総表における人件的経費は漸次比率の減少をきたし、物件費においては漸次比率が上昇を示している、このことはようやくかつて国立学校が特別会計制度の下におかれておつた当時のごとく、人件費物件費が平衡を保つておつたように、平衡を回復しつつある傾向と見て差支えあるまい。ということは昭和七、八年度のころの予算において人件費物件費の割合が、おおむね半々という均衡状態であつたことと比較してのことという意味である。およそ大学における研究費がきわめて不足であつて研究に支障を来しているという声が、新大学制度実施以来きびしく巷間につたえられるのは人件的経費と物件的経費との釣合がよくとれていないことにある、という意味であるといつても過去の事実からして見ていゝ過ぎではないであらう。一つの考えとしては講座、学科目、管理面等全般にわたつて明確な基準を設けかつこれを法制化して確固不動な積算法をとるべきではなからうか。このことは大学の財政上の安定性の確保に

きわめて重要な要素と考える。

基準の確立、法制化といつてもいろいろな要素を含んでおることであるから至難なことであらう。簡単な方式を得るにしても歴史的事実と統計的事実の噛み合せによつて、ある種の基準はつくることはできるであらうが、無限的に生成発展する教育、研究のためにはあまり固定化した基準を作ることは議論を生ずることでもありきわめてむづかしいことであらう。大学学制の改革以来常々言われていることながら大学財政の安定性、恒久性を考慮するための措置としては色々のことが考えられるところであらう。その基本的対策の一つとして大学財政に関する特別な立法を講ずることが必要ではなからうか。かつては大学および学校については特別会計法を設けておつたといふことも反省の要素の最たるものである。近時大学予算の在り方については大学関係者の間においても色々な意見が台頭してきている。大学運営に関する予算に關して私は前述したるような形態をとつて解説を試みたのであるが現今の大学の予算編

成の方式は前各表に示したような形式はとつていないが、実質的にはなんら変つておるものではない。昭和三十七年度各目明細書に記載したところによれば昭和三十六年度以前の同書に比較検討するにその表現が相当変化したことには気付くものである。これらは事項を基幹として科目別内容別に計上して素人目にも或る程度理解を得られるようにしたことは或る程度の進歩であろうか。すなわち国立学校、付属病院、付置研究所の各組織を通じ、管理に必要な経費、研究講義に必要な経費、特殊施設に必要な経費、学生の厚生補導に必要な経費、設備及び施設の更新拡充に必要な経費、学術研究に必要な経費、患者の診療に必要な経費、看護学校等に必要な経費、特別事業等に必要な経費といつた事項に大分類しその内容としては予算科目を主体として細分類の形態をとつて編成内容を示すに至つた。多年話題になつておつた管理的経費、教育研究的経費、事業的経費などに一応分類して基礎的な表現をとつたと見るべきであろうか。これら予算に計上された研究費、学生経費であつても凡て直接的経費としての研究教育用の費用となつておるものではない。いろいろな内容を包括して積算されておるもの教育研究に関連する管理的経費も組込まれておるものである。しかしながらそれらの中に教育や研究の直接的に使用さるべき部分が幾何であるかといふことは明瞭ではない。むしろ積算内容そのものよりも各大学が配当を受けて後、その大学の事情や規模や慣行などあらゆる事態を勘案して学内配当予算を計画し実施しておるのであるから各大学共夫々異なつた見解をもち様々なのである。予算の編成は一率であつて執行についての大学相互の比較は困難なことであり、実態調整の結果によつても最後のなきめ手を握むには相当長年間で間にける統計的調査によらざるを得ないであろう。特に研究費の分析は至難なものである。単に研究費というて世間にも概念的には容易に理解されがちなため、研究費を細分するとかえつて難かしい説明を要するばかりでなく多年にわたつて用いてきたことの方がいたずらな混乱を起さないことになるであらうとする理由もあるう。いづれにしても現在のうちに永い間の慣行によつて予算の編成が行われておることも前に述べたように基準が明確化されない限りけだし止むないことであろう。これらの改善方法については年々とりおこなわれてはいるが、すつきり

したことになるのには長い時間と研究を要することで単なる思付や独断でなさるべきものではない。研究費については要は絶対額が未だ少ないのであるという一語につきることにほかならない。翻つて使用する方の側の研究者からは予算の仕組みどおりの額を使わせてもらいたい。そのように使用させないのは不都合であるという論議は相変らず行はれていく。このことは純研究費の姿が明瞭でないため兎角物議の種となつていくことも一要因であるといえる。本年度予算においては前述したとおり多少の変革を加えて各目明細書には是正されたことになつてはいるが、さらに検討を加える要があると思う。

昭和の初期においては大学の数も研究所の数も付属病院の数も現在と比較すると少なく、学問研究に従事する教官も金のことについては関心はあつたであらうが、いふなれば大学総長とか学部長に委せきりて、表立つてあまり論議することはなかつた。これは当時大学、学校共特別会計法のもとに運営されておつて大学学校の自主性が可成はつきりしていた上に、いわゆる人件的経費と物件的経費がある程度平衡を保つていたことであり、研究についても個人的研究が重視されておつて、今日のように総合研究とか共同研究とかの態勢は少なくなつたことも一つの因子であらう。表示したところを見るに逐年改善の途を辿つてはおるが十分な状態に達するまでには相当の年月を要することであらう。科学技術振興といふことからして理工系における拡充は年々進んでおるが大学全体に対して平衡を失はないうよう配慮し研究費そのものについては抜本的に改善を加えることは大学管理運営に裨益することが大であると信ずるものである。

付 大学関係歳入予算について

昭和三十七年度文部省主管歳入予算中国立学校、大学付属病院、付置研究所などに関係するものはおおむね次表のとおりである。国立大学などの三十七年度歳出予算額七百七十六億六千六百八十九万五千円のうち自体歳入予算額百五十六億五百六十六万四千円の差額六百二十億六千二百三万一千円は政府支出金によるものであつて歳出予算のおよそ二〇・九%が収入支弁に相当していることがわかる。

◎国立大学関係歳入予替額表

区 分	37年度予算	備 考
授業料および入学検定料など 寄 宿 料 病 院 収 入 受託調査試験および役務収入 物 品 売 払 収 入 用途指定寄付金収入 合 計	千円 二、二八、一四四 四、〇、九六一 一、四七四、六六六 一、二六、四九六 七、七、五七七 一五、六〇五、六六四	

最近七ヶ年度における国立大学関係歳入予算を参考のため次に掲記する

区 分	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
授業料および入学検定料など 寄 宿 料 病 院 収 入 受託調査試験および役務収入 物 品 売 払 収 入 用途指定寄付金収入 合 計	千円 二、二八、一四四 四、〇、九六一 一、四七四、六六六 一、二六、四九六 七、七、五七七 一五、六〇五、六六四	千円 二、一〇、六〇一 四、〇、八七〇 九、九、〇〇〇 一〇、〇、三六八 六、七、七、五八八 一三、二、八、九九四	千円 二、一〇、二九〇 四、〇、八七〇 七、〇、九、五五五 九、一、〇、四八八 五、四、五、五八八 九、七、九、六三三	千円 二、一〇、三九七 四、〇、三九六 六、〇、三、八三三 七、三、三、三三三 四、六、六、八〇八 九、五、七、三、九三五	千円 一、九〇、二、七三三 四、〇、三、九六六 六、〇、三、八三三 四、四、三、〇〇二 五、八、九、三、六四四 八、六、一、四、五二八	千円 一、八〇、七、五五六 四、〇、三、九六六 五、五、二、七、三六八 四、二、三、五六六 六、一、一、七、三三三 八、〇、二、二、七八一	千円 一、六、九、四、四〇三 三、九、九、五五六 五、〇、八、九、七一一 三、三、五、八、九 七、五、九、五六一 七、六、一、七、六九九

三、 会 計 報 告

昭和36年度 {自昭和36年4月1日
至昭和37年3月31日} 決 算

国 立 大 学 協 会

科 目	当初予算額	予算現額	決 算 額	予算現額と決 算額との比較	摘 要
	円	円	円	円	
歳 入 の 部	3,208,000	3,208,000	3,210,399	2,399	
1. 会 費	2,482,000	2,482,000	2,482,000	0	72大学合計
2. 預 金 利 子	40,000	40,000	42,048	2,048	
3. 前年度繰越額	686,000	686,000	686,351	351	
歳 出 の 部	3,208,000	3,208,000	2,319,240	888,760	
A 事 業 費	1,174,750	1,174,750	1,005,352	169,398	
1. 総 会 費	400,000	400,000	327,335	72,665	会報第20号, 21号 調査研究費より流用増2万円 会報発行費へ流用減2万円
2. 役員会費	24,750	24,750	12,053	12,697	
3. 委員会費	150,000	150,000	104,134	45,866	
4. 会報発行費	100,000	120,000	110,930	9,070	
5. 調査研究費	500,000	480,000	450,900	29,100	
B 事 務 費	1,105,000	1,105,000	1,046,496	58,504	
1. 諸 給 与	850,000	880,000	874,160	5,840	職員3人分 印刷費より流用増3万円
2. 備 品 費	5,000	5,000	2,000	3,000	
3. 借 用 料	25,000	25,000	19,000	6,000	諸給与へ流用減3万円
4. 消 耗 品 費	15,000	15,000	11,840	3,160	
5. 印 刷 費	90,000	60,000	53,763	6,237	
6. 通 信 費	60,000	60,000	41,458	18,542	
7. 旅 費	35,000	35,000	32,590	2,410	
8. 庁 用 諸 費	25,000	25,000	11,685	13,315	
C 予 備 費	928,250	928,250	267,392	660,858	
翌年度繰越額			891,159	891,159	

財 産 目 録

昭和37年3月31日 現在
国 立 大 学 協 会

1. 資 金 現 在 額	
(1) 定 期 預 金 (50万円1口)	500,000円
(2) 通 知 預 金 (30万円1口)	300,000円
(3) 普 通 預 金	91,159円
合 計	891,159円
2. 備品台帳総計額	
公印, 書庫, 書棚, 謄写版, 名票, 石油コンロ, 窓日除, 書籍, 書類整理箱等	28点 64,080円

科 目	金 額	摘 要
歳 入 の 部	3,413,000円	
1. 会 費	2,482,000	72大学合計額 (各大学の会費は学部数と34年度国立学校決算額との折半比率により算定)
2. 預 金 利 子	40,000	
3. 前年度繰越額	891,000	
歳 出 の 部	3,413,000	
A 事 業 費	1,294,750	
1. 総 会 費	400,000	1 回20万円 (懇親会, 茶菓弁当など) 年 2回分
2. 役 員 会 費	24,750	役員など33人 1人250円 1回 8,250円 年 3回分
3. 委 員 会 費	150,000	委員など20人 1人250円 1回 5,000円 年 30回分
4. 会 報 発 行 費	120,000	1 回 6 万円 (510部) 年 2回分
5. 調 査 研 究 費	600,000	委員会等調査及び研究に要する費用 (手当, 車代, 旅費等)
B 事 務 費	1,210,000	
1. 諸 給 与	900,000	給料75万円 (職員 2人, 1人年額平均37万5千円, 賞与, 昇給を含む)
2. 備 品 費	40,000	非常勤 1人年15万円
3. 借 用 料	40,000	ストーブ, 椅子購入
4. 消 耗 品 費	20,000	総会場借用 (ワイヤレスマイク使用などを含む)
5. 印 刷 費	90,000	会報以外の諸印刷 (タイプを含む)
6. 通 信 費	60,000	
7. 旅 費	35,000	都内出張 5 千円を含む
8. 庁 用 諸 費	25,000	ストーブ燃料, 図書, 新聞, 修繕, 茶など
C 予 備 費	908,250	大部分翌年度に繰越して, 年度当初の費用等に充当

四、彙報

1 国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力授助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 二人

三 理事 二十一人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときまたは会員十名以上から要求があったときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は毎年二回以上会長が招集する。

2 会長は理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会 計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終る。

第六章 雑 則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附 則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

会則改正 第六条 昭和三十五年六月十七日（第二十回総会）
副会長一名および理事七名増員

2 国立大学協会役員一覽表

会長(理事)
副会長(〃)
副会長(〃)
理事

茅誠司(東京)	森辰男(広島)	平沢興(京都)	杉野貞(北海道)	山極三郎(帯広畜産)	黒川利雄(東北)	伊藤辰治(新潟)	山内俊辰(東京工業)	黒沢清(横浜国立)	朝永一郎(東京教育)	高坂正一(東京学芸)	石橋雅義(金沢)	四方博(岐阜)	松坂一(名古屋)	赤堀佐郎(大阪)	森沢三四郎(大阪外国語)	三浦百重(鳥取)	久保佐土美(高知)	遠城寺弘宗(九州)	本田弘人(熊本)	福田得志(鹿児島)	高橋泰藏(一橋)	福田敬太郎(神戸)
---------	---------	---------	----------	------------	----------	----------	------------	-----------	------------	------------	----------	---------	----------	----------	--------------	----------	-----------	-----------	----------	-----------	----------	-----------

(昭和三十七年五月現在)

3 各常置委員会委員一覽表 (不順)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)
委員長 平沢興(京都大)

伊藤男(信州)	三郎(山梨)	久米三(お茶の水女子)	福田敬太郎(神戸)	遠城寺弘宗(九州)	本村武弘(熊本)	野村武衛(三重)	黒沢清(横浜国立)	香川冬夫(愛媛)	市川禎治(山口)	今中次郎(秋田)	渡辺万次郎(山形)	関口勲(小樽商科)	加茂儀一(小樽商科)	水野敏雄(岩手)	樋口盛一(岩手)	黒川利雄(東京)	藤岡由夫(埼玉)	長谷川秀治(群馬)	伊藤辰治(新潟)	渡辺寧(静岡)	久保佐土美(高知)	大倉三郎(京都工芸繊維)	四方博(岐阜)	甲斐三郎(宮崎)	都崎雅之助(茨城)	児玉桂三(徳島)	草場勇(大分)	後藤清(和歌山)
---------	--------	-------------	-----------	-----------	----------	----------	-----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	------------	----------	----------	----------	----------	-----------	----------	---------	-----------	--------------	---------	----------	-----------	----------	---------	----------

第四常置委員会 (学生の厚生に関する問題)

委員長 三浦百重 (鳥取工業大)

委員 妻木徳一 (九州工業大)

森沢三郎 (大阪外国語大)

井上吉之 (東京農工大)

朝永振一郎 (東京教育大)

委員 北村精一 (長崎大)

石橋雅義 (金沢大)

浅井栄資 (東京商船大)

関根隆 (東京水産大)

野尻重雄 (京都市芸大)

岡田正弘 (東京医科歯科大)

佐藤熙弘 (弘前大)

第五常置委員会 (大学間の協力に関する問題)

委員長 赤堀四郎 (大阪大)

委員 横田嘉右衛門 (富山大)

小塚新一郎 (東京芸術大)

落合太郎 (奈良女子大)

服部静夫 (岡山山大)

山本勇 (電気通信大)

第六常置委員会 (大学財政に関する問題)

委員長 杉野目晴貞 (北海道大)

委員 小川芳男 (東京外国語大)

山極三郎 (帯広畜産大)

小牧実繁 (滋賀大)

阿部久次 (福島大)

高橋泰蔵 (一橋大)

山内俊吉 (東京工業大)

松坂佐一 (名古屋工業大)

佐藤雄一 (名古屋工業大)

大泉行雄 (香川大)

第七常置委員会 (教員養成に関する問題)

委員長 萩原雄祐 (宇都宮大)

委員 長谷川万吉 (福井大)

小谷信市 (神戸商船大)

大坪喜久太郎 (室蘭工業大)

福田得志 (鹿児島大)

委員 北川久五郎 (大阪学芸大)

武田一郎 (北海道学芸大)

高坂正顕 (東京学芸大)

谷川久治 (千葉学芸大)

佐藤匡文 (愛知学芸大)

稻荷山資生 (奈良学芸大)

玖村敏雄 (福岡学芸大)

委員 平沢興 (京都大)

三雲次郎 (山梨大)

久米又三 (お茶の水女子大)

遠城寺宗徳 (九州大)

野村武衛 (三重大)

黒沢清 (横浜国立大)

関口勲 (山形大)

香川冬夫 (愛媛大)

本田弘人 (熊本大)

相良惟一 (京都大学教授)

久保正幡 (東京大学教授)

5 各専門委員一覽表

第三常置委員会専門委員

田口啓作 (北海道大学学生部長)

4 第一常置委員会小委員会委員一覽表

水野 彦 東北大学 学生部長
 柏木 嵩 千葉 〃 〃
 加藤 夫 東京 〃 〃
 池本 義夫 東京教育 〃 〃
 芦田 譲治 京都 〃 〃
 柏木 千秋 名古屋 〃 〃
 平塚 錦平 広島 〃 〃
 原 俊之 九州 〃 〃
 坂井 望 茨城 〃 〃

第四常置委員会専門委員

村尾 誠 東京大学学生保健診療所長
 宮田 尚之 京都大学保健診療所長
 佐々木 志郎 北海道大学事務局保健課長
 阿部 三亥 東京教育大学体育学部教授
 平井 信義 お茶の水女子大学学生部長
 行元 自忍 鳥取大学学生部長
 在原 千秋 東京水産大学学生部長

第六常置委員会専門委員

鶴田 酒造 東京大学事務局長
 佐藤 憲三 東京工業 〃
 福田 信夫 東京教育 〃
 藤野 正 一橋 〃

6 要望書の提出 (第二十三回総会)

国立大学協会第二十三回総会 (昭和三十六年十一月十七日、十八日開催) の決議に基づき、次に掲載のとおり、要望書 (3種)

- 一、昭和三十七年度国立文教施設整備費の増額について
- 二、教官研究費の増額について

2. (一) 大学教官の待遇改善について
 (二) 教官のための公務員宿舍増設について
 3. 大学等研究機関における教育者研究者の人材養成計画について
 を作成し、左記宛これを提出した。この提出先の中、文部大臣、大蔵大臣及び、人事院総裁不在のため同院事務総長に対しては、茅会長、森戸副会長、杉野目委員長、鶴田事務局長が同行、要望書を持参、直接面談の上手交した。但し、第3項の人材養成計画についての要望書は、文部大臣、同政務次官、同事務次官、同大学学術局長だけに提出した。

提出先	文部大臣	荒木 万寿夫
政務次官	長谷川 峻	
事務次官	緒方 信一	
大学学術局長	小林 行雄	
管理局长	福田 繁	
官房長	天城 勲	
会計課長	安島 弥	
人事課長	宮地 茂	
大蔵大臣	水田 三喜男	
政務次官	天野 公義	
政務次官	堀本 宣寛	
事務次官	石原 周夫	
主計局长	石野 信一	
主計局次長	谷村 裕	
主計官	谷川 寛三	
人事院総裁	入江 誠一郎	
事務総長	吉岡 恵一	
人事官	中御門 経民	
人事官	神田 五雄	
給与局長	滝本 忠男	

国立大学協会は、昭和三十六年十一月十七・十八日第二十三回総会を

開き国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、特に次の二項目については、目下関係当局で昭和三十七年度の予算が審議されている際でもあり、問題の緊急かつ重要性に鑑み、その実現方について強く要望します。

記

一、昭和三十七年度国立文教施設整備費の増額について

本協会は、予て国立大学施設整備緊急五ヶ年計画の一環として昭和三十七年度における国立文教施設整備費の増額を要望してきたが、このことは、現在国立大学における教育と研究の隘路であり、また早急に解決しなければならぬ緊急課題である。さらに最近科学技術振興の要請に伴ない、その実現は非常に緊迫しており、現状のまま推移することは科学技術振興の施策はもとより。現在施設不備のため阻害されている教育と研究の完成さえも不可能となることは火を見るよりも明らかである。

従来、他の文教施策の実施に伴ない国立文教施設整備費が制約を受け、国立大学の施設整備に支障をきたした事例もしばしばあったが、国立大学の現状は、授業および研究施設の不足と老朽建物の放置はもとより学生の補導に必要な基本的施設（学生会館、学生診療所等）さえも殆んどない。このように教育と研究が著しく阻まれている実情を更めて認識され、昭和三十七年度において所要額二百二十七億円（二十四万坪）を是非とも予算化し施設整備緊急五ヶ年計画が完全に実施できるよう措置されたい。

二、教官研究費の増額について

最近の学問の急激な進歩に伴ない、研究方法は精密複雑化し、研究量も著しく増大しているが、教官研究費は、終戦前の水準相当額にも達していない。これではわが国の科学発展の基盤である国立大学における学術研究の水準の維持向上を望むことは困難である。このような現状を憂慮して本協会はさきに教官研究費を終戦前の水準相当額に引き上げるため、昭和三十三年度における教官研究費の三倍増を一応の目標としてその実現方を要望してきたのである。

ついで、昭和三十七年度において教官研究費所要額約百二十九億

円を予算化し、一応当初の目標額を達成するよう措置されたい。

昭和三十六年十一月廿九日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

要 望 殿 書

国立大学協会は、昭和三十六年十一月十七・十八日第二十三回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、次の事項の実現方について要望します。

記

一、大学教官の待遇改善について

大学教官の待遇改善については、前回の総会の決議に基づき要望したところであり、関係当局の努力により、本年十月一般公務員の枠内での給与改善をみたが、教官については、このほかに主として初任給および初任給調整手当について若干の考慮が払われた。また、昭和三十一年度予算概算においては、大学院研究科担当手当の増額初任給調整手当の支給範囲の拡大等について考慮されているが、当協会が多年要望し続けてきた、大学教官の職務の特殊性に基づく給与改訂の根本的解決を得られなかつたことは甚だ遺憾である。

このように、教官に対する給与の改善がせん延することに、最近大学教官の給与と民間給与の較差が大きくなつたため、大学における教育研究の後継者として優秀な人材を確保することが益々困難となつており、このまま推移するとすれば、将来わが国学術研究水準の全面的低下を来たすことは明らかである。

当協会としては、既にこのような現象があらわれている現状を看過することを得ないので、大学教官の待遇改善を緊急に実現されるよう重ねて強く要望する。

二、教官のための公務員宿舍増設について

科学技術振興等に伴なう学部学科又は講座の増設により、教官が増員されつつあるにもかかわらず、これに対応する教官候補者の現状は教官の給与が低い、従来のように民間から求めることが困難なばかりでなく、むしろ優秀な人材は民間に流れ、やむを得ず大学間にお

いて適材を交流しなければ到底これを充足し得ない状態である。しかるに、たまたま適任者を得ても住宅がないため採用不能となる事例が最近著るしく急増し、教官需給の隘路となつてゐる。

よつて、これら教官のための公務員宿舎を増設して、その充足を円滑にし、大学における教育研究の体制を緊急に整備し得るよう措置されたい。

昭和三十六年十一月廿九日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

要 望 書 殿

大学等研究機関における教育者研究者の人材養成計画について

最近におけるわが国の産業経済の著しい発展に伴い研究および生産活動が増大し研究者教育者に対する需要量は飛躍的な増大を示している。

大学においては科学技術振興等の施策の一環として学部学科又は講座等の増設拡充が相次ぎ、その教員充足の必要性は切実な問題となつており、一方民間においてもすぐれた研究条件と待遇をもつて人材を求めて互いに競合し、あるいは少壮有為の研究者の部外転出又は研究者の重要な供給源としての大学院に優秀な学生を確保することの困難が訴えられる等各種研究機関における教育者研究者は近時甚だしく不足し、その養成確保はとみに著しく困難を示している。このままに推移すれば将来大学等研究機関の教育者研究者の適正な配置にもたちまち事欠きついにはわが国の學術研究水準の低下を来たすことはまことに明らかであり憂慮に堪えない。

文部省はこの際、大学等研究機関における教育者研究者の人材養成計画について、長期的継続的の見通しと確実な資料に基づき、国公私立大学を通じて国としての全体計画を樹立し、これに即応して速かに少壮有為の教育者研究者の後継者確保のための適切な方策を講ぜられたい。

昭和三十六年十一月廿九日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

殿

7 国立文教施設整備費増額に関する懇談会

昭和三十六年十一月十六日（第二十三回総会開催日の前日）午前八時三十分より十時まで、赤坂プリンス・ホテル新館二階第二十一号室において特に昭和三十七年度国立文教施設整備費増額について懇談会を開いた。これは国立大学の最も緊急を要する切実な要望であり、この事については、昭和三十五年十二月九日付をもって、第二十一回総会の決議に基づき当局に対して要望書を提出した内容の通りである。（会報第二十二号第四四―四五頁）

この懇談会の出席者は次の通り。

茅会長、杉野委員長、松坂名古屋大学長、山内東京工業大学長、鶴田事務局長、文部省教育施設部計画課馬場事務官
自民党文教調査会長坂田道太、同副会長原田憲、文教部長中村庸一郎、同副部長八木徹雄

8 昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合せについて

右に關しては、茅会長から左記のとおり通知した。

記

国大協庶第一一一号

昭和三十七年五月十八日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

各 国 大 学 長 殿

拜啓 新緑の折柄、いよいよ御清祥のこととおよころび申し上げます。さて、さる四月二日、文部省主催のもとに、文部省会議室において、国、公、私立大学各協会代表者および業界代表者など会合し、昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に關して別紙（同封）のとおり、申合せを行ないましたので、この趣旨に御替同下され、この申合せ事

項の実施にご協力くださるようご通知申し上げます。

敬具

申合わせの内容

国・公・私立大学および短期大学の各協会、連盟は、それぞれの会員の賛同を得て、昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に関して下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを決定した。

記

1、各大学が求人側に対して卒業予定者を推薦することは、事務系については十月一日（推せん文書の到達期日）以降、技術系については十月十三日（推せん文書の発送期日）以降とすること。

したがって、これらの期日以前に行なわれる求人側の個別的または集団的な選考に対しては、一切協力しないこと。

2、各大学が、公式または非公式のいかんを問わず、求人側の申込みを学生に発表することおよび求人側による就職説明会を開催することは、事務系については七月一日以降、技術系については六月一日以降とすること。

3、各大学は、求人側が行なつた採用内定または就職に関する誓約書で事務系については九月三十日以前、技術系については十月十九日以前のものについては、就職指導上の責任を負わず、学生の意思によつて、いつでも取り消すことができるものと見なすこと。

昭和三十七年五月七日

国立大学協会会長

茅 誠 司

公立大学協会会長

永 井 雄 三 郎

日本秀立大学連盟会長

高 村 象 平

日本私立大学協会会長

河 野 勝 斉

私立大学懇話会会長

安 倍 能 成

全国公立短期大学協会会長

田 中 静 雄

日本私立短期大学協会会長

松 本 生 太

9 前会長矢内原忠雄先生告別追悼式

前会長矢内原忠雄先生には、最初東大病院の木本外科に入院、手術を受けられ、胃癌が相当進んでいることが発見され、一旦退院なされ、次いで、東大伝研付属病院に入院加療中であつたが、昭和三十六年十二月二十五日午後一時四十分、遂に逝去された。

二十七日午後一時から麹町の女子学院で葬儀が行われ、二十八日には東大の大講堂で告別追悼式が行われたが、先生の偉業をしのぶ参加者は金堂に満ちた。

この日国立大学協会名をもつて、生花一基を供え、茅会長名をもつて弔辞を呈した。

10 前理事戸田正三先生御逝去

金沢大学前学長戸田正三先生には、長年にわたり当協会の理事および第四常置委員会委員長としてご協力をいただいていたが、昭和三十六年九月二十二日ご退官になり、病氣ご療養中逝去なされた。十二月三日金沢大学講堂において大学葬が行われたので、国立大学協会名をもつて花環一基を供え、御遺族に対し、茅会長より弔電を寄せられた。

11 千葉大学長荒木直躬先生御逝去

荒木直躬先生には病氣ご療養中のところ昭和三十七年一月三十日御逝去なされ、二月七日には千葉大学において大学葬が行われたので、国立大学協会名をもつて花環一基を供え、茅会長には、大学葬に出席なされ弔辞を呈された。